

昭和41年第10回宜野湾市議会（定例・臨時）会議録

12月18日（第1日目）

午前10時2分 開会  
午後3時26分 散会

1. 出席議員（20名）

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 嶺 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	7番 宮 城 仁 政
8番 又 吉 正 弘	9番 宮 里 敏 行
10番 比 嘉 守 盛	12番 崎 間 正 篤
13番 司 原 藤 信	14番 仲 村 善 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 敏 仁
21番 比 嘉 護 定	22番 古波以 裕次郎

2. 欠席議員（ 名）

なし

3. 出席説明員

市長 崎 間 正 雄	副市長 安 一	収入役 員 垣 好 永
<del>建設部長 伊 佐 徳 光</del>	<del>総務部長 多和田 真 一</del>	
<del>建設部長 宮 城 正 光</del>	水道部長 仲 村 善 信	
<del>消防長 天 久 盛 雄</del>	<del>健康部長 知 念 長 吉</del>	
企画部長 武 島 行 男	保健部長 辺 土 名 朝 敏	
副市長 玉 那 覇 行 昭	市民部長 古波以 信 三	
<del>環境部長 比 嘉 護 定</del>	<del>福祉部長 宮 城 正 光</del>	
<del>文化部長 花 岡 正 徳</del>	<del>建設部長 知 念 和 夫</del>	



<del>衛生課長 伊 佐 友 誠</del>	<del>農林課長 樽 開 政 光</del>
<del>衛生課長 米 須 前 信</del>	施設課長 具 志 清 榮
都市計画課長 我如古 馨 一	土木課長 高宮城 昇
下水道課長 松 川 榮 一	管線課長 奥 里 将 弘
<del>工務課長 金 城 義 興</del>	<del>公債課長 天 久 興</del>
教育委員会庶務課長 仲 村 裕 吉	教育委員会教育課長 善 天 間 朝 智
消防本部総務課長 田 吉 真 義	<del>消防本部警備課長 中 原 盛 貴</del>

4. 国会事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男	庶務係長 照 込 一 政
記録係長 島 袋 真 由	書記 仲 村 馨 夫
書記 配 比 嘉 定 治	

5. 目録日程(第 1 号) 昭和47年12月18日(月曜)

- 日程第1 別紙のとおり
- 日程第2 \_\_\_\_\_
- 日程第3 \_\_\_\_\_
- 日程第4 \_\_\_\_\_
- 日程第5 \_\_\_\_\_



第10回宜野湾市議会定例会議事日程表

(第1号)

昭和47年12月18日(月)

午前10時開議

議長の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第135号 宜野湾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第136号 宜野湾市社会福祉事務所設置条例について

日程第5 議案第137号 宜野湾市国民健康保険条例について

日程第6 議案第138号 宜野湾市国民健康保険税条例について

日程第7 議案第139号 宜野湾市国民健康保険特別会計条例について

日程第8 議案第145号 昭和47年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算

日程第9 議案第133号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について



- 日程第10 議案第141号 宜野湾市屠畜場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第140号 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第132号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第134号 期末手当の特例に関する条例について
- 日程第14 議案第147号 工事請負契約について
- 日程第15 議案第143号 昭和47年度宜野湾市一般会計補正予算
- 日程第16 議案第142号 宜野湾市下水道条例について
- 日程第17 議案第144号 昭和47年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第18 議案第146号 昭和47年度宜野湾市 水道事業会計補正予算
- 日程第19 議案第4号 / 97.2年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第5号 / 97.2年度宜野湾市公有水面臨立特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第21 ~~議案~~第6号 / 97.2年度宜野湾市土地区画整理第二地区整理金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第7号 / 97.2年度宜野湾市南まん研究センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 報告第1号 / 97.2年度宜野湾教育区歳入歳出決算報告について
- 日程第24 諮問第2号 宜野湾市市場の処分について
- 日程第25 諮問第3号 青小堀川旧河川用地の指定について
- 日程第26 議案第8号 宜野湾市の市旗認定について
- 日程第27 議案第3号 宜野湾市公設市場についての原指



第10回宜野湾市議会定例会

昭和47年/2月/8日(月)

議 程 の 報 告

1. 山中前総務長官との懇談会  
10月6日(金) 午後7時 (於 国場ビル)  
議長出席
  2. 自治大臣との懇談会  
10月/4日(土) 午後5時 (於 パラダイス  
ガーデン)  
議長出席
  3. 四団体合同委員会  
10月/9日(木) 午前11時(於 沖縄会館)  
議長出席
  4. 九州市議会議長会理事会  
10月30日~11月5日 (於 宮崎県えびの市)  
議長出席
  5. 住民による監査請求について  
11月/7日付宜野湾市職員懲罰請求書が崎間敬勝より  
提出された旨 11月24日付市監査請求会より対応を  
受ける
- 司会全権事務  
11月26日(日) 午前11時 (於 マブニ)  
議長出席







議長

第10回宜野湾市議会定例会を開  
会いたしました。直ちに本日の会議を閉じます。  
(午前10時2分)

議長

休憩いたします。(午前10時2分)  
再開いたします。(午前10時12分)

議長

本日の日程はお手元には配布してあります。議事  
日程表第1号の通り進めてまいります。

議長

日程第1. 会議録署名議員の指定を行な  
います。会議録署名議員は、会議規則第19  
条の規定により議長において4着の末久盛雄  
君、16着の武島行男君を指定いたします。

議長

日程第2. 会期の決定についてを議題といた  
します。今期定例会の会期は本日から12月  
26日まで9日間としたいと思っております。これに  
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、今期定例会の会  
期は9日間と決定いたしました。



議 長

休憩いたします。(午前10時13分)  
再開いたします。(午前10時13分)

議 長

日程第3、議案第135号宜野湾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを上げたいです。一応、朗読を省略いたしました。直ちに理事者の説明をお願いいたします。

経済民生部長

議案第135号宜野湾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正についてご説明申し上げます。

本件は、民生委員会推せん会委員の報酬について下取りがなされても、本委員会が民生委員会法の方針以下に規定されており、推せん会にてごさい。従来この種の委員会の提案等については明確な規定がございまして、報酬費、印刷費、報償費から支払っていた額でございながらも、県の指導に基づき報酬から出るのが妥当であるという中で、今回も報償費から報酬費目替を有ると同時に所要の条例改正をお願いしております。以上簡単に説明申し上げます。何かごさいましたら、随時にお答えいたします。よろしくお願いいたします。



議 長

本案に対する質疑を許す。

議 長

本案に付たは、質疑の段階で継続審議といたしたと思ふが、ご異議ごあるか。

議 長

ご異議ありければ、継続審議といたす。

議 長

日程第4議案第136号、宜野湾市社会福祉申請所設置条例についてを上げたいが、申請所の申請を省庁へ申し出て、理申書の取寄説明を依頼したい。

経済民生部長

議案第136号、宜野湾市社会福祉申請所設置条例についてご説明申す。

復帰前は琉球政府の方がしやうじやうにしたい。福祉関係の申請処理のために、社会福祉法の第13条の第2項の申請を処理するために、本市におきましては、本年4月1日、福祉申請所を開設することになっておるが、ご説明申し上げたい。申請所といたしては、別添の資料を添付してご説明する。現在、本市の庁舎が狭小のために、



11  
も当分の間借入生活をしたいというので直野  
湾市実業天間の509着の2. 著天間三女公民館の近  
くには一応、大体家主との相談でもなされてお  
り可。事務所は機構改革の当時でも説明申し上げ  
た通り、現在、社会課一般の福祉行  
政と社会福祉事業法という社会福祉と両方  
を管轄した福祉事務を設置したい。これは現在  
福祉社会福祉事務所を設置する支都として  
直野湾市と豊志川が両方一般行政の福祉と  
社会事業法という福祉をいつくめた福祉事務  
所、これ以外の市町村の場合には福祉社会福  
祉事業法という社会福祉だけという事務所を  
設置するということになっておりました。これが以上で規定  
を定めておる部です。職員については所長、次長、  
その他職員は定数条例の中に入れておきたい  
けれども、今回の改正を予定している部でござい  
たけれども、一応、全体のうちの系統責任を所  
長に置き、福祉事業法という福祉を担当させ  
るために次長を置くというふうな考え方をとり  
たい部でございます。事務所でございますけれども、  
一部二階でございまして、大体44坪でござい  
ます。延べ44坪、この福祉事務所の定数条例が可決  
されたら、この福祉事務所の所管に属する職員  
が57名に当たる部でございます。その中28名が保  
育所に勤務する職員でございます。どうしても色々な  
人生相談、あるいはいろいろなために事務所が必要  
であるという事でございまして、  
大変簡単な説明になっておりましたけれども、以上ご  
説明申し上げます。以上、ご質疑にお答えいたします。



議. 好しくお聴いたしす。

議長

本案に対する質疑を許す。

議長

本案に付しては、質疑の段階で継続着議としておきたいと思ふが、ご異議ありませうか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませうか。継続着議といたしす。

議長

休憩いたしす。(午前10時21分)

再開いたしす。(午前10時21分)

議長

日程第5. 議案第137号 宜野湾市国民健康保険条例について。日程第6. 議案第138号 宜野湾市国民健康保険税条例について。日程第7. 議案第139号 宜野湾市国民健康保険特別会計条例について。日程第8. 議案第145号 昭和48年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算。日程第9. 議案第133号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について。以上5案件を一括上程いたしす。

本5案件に対する理事者の趣旨説明を求めす。



経済民生部 巻

国民健康保険に関する5案件についてご説明申上げます。

まず最初に議案第137号 宜野湾市国民健康保険条例についてご説明申上げます。

現在医療保険等の恩恵にあずかれない宜野湾市民が、16,500名おられます。その方の疾病保証出費等に対する保険給付を行なうために来月1月1日から国民健康保険を本市も実施したいというふうに考えておられます。

国民健康保険につきましては、国民健康法で詳しく規定されておられます。一応、条例事項として委任された事項を条例にしている部分がございます。国民健康保険の運営協議会の委員の定数は17名、これは被保険者、公益委員、それから医療機関、各3名ずつの協議会を設置したいというところでございます。保険給付につきましては、一部負担金として法の42条の規定の通りでございます。1割は保険税、その他国庫補助金等から支払基金の方に委託いたしました直接医療機関に支払われる。被保険者の滞り金は10分の3と、1割が直接負担というところでございます。助産費は葬祭費につきましては任意でございますけれども、助産費につきましては1万円を支給いたします。これにつきましては3分の1は国庫補助金になっております。対象に付してございまして、葬祭費につきましては、2,000円を支給いたします。これは全額一般会計の中から保険税で取ったから当然とれるというようにおられます。これらの事業運営のため



に被保険税を課していること。これは地方税法の規定に列して、保険税を課す。ツガ市の場合、保険料と称している部でございすけれども、ツガ市を除く全琉が保険税というふうになって、いる部でございす。これが保険条例でございすけれども、総じて保険税の条例でございす。

保険税に付すは、地方税法の703条の4の規定に列して、本市の場合には4方式、いわゆる所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の4方式を採用する予定でございす。これに付すは、全琉同じ方式でございす。

ツガ市保険料に付すは、おきすけれども、これ、これは、浦添は4が、資産割額、4が、所得割、これ以外の市町村は4方式を採用している。所得割が40パーセント、それから資産割が10パーセント、被保険者均等割額が35パーセント、世帯別平等割が15パーセントということになってございす。

これは、一応、税条例の5条では、14年分の税率を規定しておりますが、この税率の算定に付すは、これは、特別会計の予算の資料として出してございすけれども、総医療費16,500名の医療費が1人当たり14年に病院に払うであろう金額が13,388円、これは、県から資料として送られてございす。

これは、14年分が220,902,000円、宜野湾市の16,500名の総医療費がこれに付すは、この中の総医療費の40パーセントが国庫補助金として交付されることになってございす。それから、これを差し引いて、175,548,354円が税額として必要と金額を算出。これをこの4方式で、所得割額、資産



割額。そのうちものにひつがしに税率を出したのが  
 5条という税率でござります。ただし、これはたし  
 14年分でござります。毎年1月1日から3月31日ま  
 での3ヶ月分につがしは附則の方でうたってご  
 ざります。それから保険税の賦課期日でござり  
 ますけれども、14年分の場合は4月1日ということにし  
 てござります。納期が4月、7月、10月、1月というよ  
 うにしてござります。その他地方税法の適用除  
 外の問題、或は附則について書いてござりますけれ  
 ども、一応審査の段階で改めて説明申し上げ  
 たいと思っております。今日この程度で終了したいと思います。  
 特別会計条例については、地方自治法の規  
 定により、特別会計をつくる場合は条例で設  
 けなければならないことになっておりますので、それ  
 に基づいて条例の制定が必要とされております。

それから、特別会計予算でござりますけれども、歳入  
 が国民健康保険税として15,586,000円、それから一  
 部負担金として1,000円、使用料及び手数料として  
 手数料が1,000円、積戻手数料が1,000円、国庫  
 支出金として22,830,000円、県支出金として1,000円、繰  
 入金、一般会計からの繰入金としてござります。これ  
 として869,000円、その他、諸収入として延滞金及び過  
 料が1,000円、預金利息1,000円、雑入3,000円、歳  
 入合計45,054,000円でございます。

歳出が総務費、一般管理費として3,086,000円、  
 徴収費が853,000円、運営協議会の費用として  
 49,000円、趣旨普及費として450,000円、保険給  
 付費、医療諸費として38,963,000円、助産費として



1,030,000円、葬祭費は28,000円、公債費はこれに一時借入金利息を合算すると296,000円、償還金及び還付加算金は1,000円、予備費が300,000円としておきます。

歳入が45,054,000円とごまかす。これらの内訳については、事項別明細表を詳しく書いておきます。これを見ていただくと思えます。

今日は途中からごまかして、年度中途でごまかすので、一応869,000円の一般会計からの繰り入れをしていただく。これはかにかかっている国民健康保険税と国庫補助金でまかすので、これと生計課税金が、国庫補助金の収入が入るまで一応この基金のほうに委託金として前払い分をこちらにまかすので、一応一時借入をいたして、これを補填していただくというふうに考えておきます。

これから議案第133号の定数案例の改正でごまかすけれども、現在市長事務部局の職員は定員が111名、その他職員が42名定数化されていますけれども、今日定員が20名、その他職員が1名増員いたします。計21名の定数増の案件でござりますけれども、これは来年の4月1日開所の福祉事務所の職員は15名、それから国民健康保険の賦課徴収業務は16名を職員として6名を増員いたしますというふうに考えておきます。福祉事務所につきましては現在社会課の職員として42名がおりますが、12名増員いたしますので54名の常勤職員になります。それから国民健康保険の場合、現在国民年金と一筆に定数化されています。



おけりども、一応国民健康保険の会計から出される職員として12名、これは国民健康保険課の中は年金課の年金業務にあたりながらとらうふうにしていくというのでございます。この福祉事務所15名の職員の費用については、一応国庫補助金、このうち80パーセント程度充当される。それから国民健康保険の特例会計から出される職員については、今先ご説明申し上げたように国庫補助金、それから国民健康保険税、多少一般会計からの繰り入れてまわられる訳でございます。保険一括に程いたした。大変おっしゃるご説明にかりたけれども、以上ご説明いたしましたご質疑にお答えいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 答

先今ご説明いたしました5案件に対しまして質疑を許します。

議 答

5案件に対しまして、質疑の段階で継続着議としておきたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議 答

ご異議列されたら、継続着議したいと思います。



議 表

休憩いたし方。(午前10時40分)

再開いたし方。(午前10時40分)

議 表

日程の第10. 議案第141号 宜野湾市庁舎着場の  
設置及び管理に関する条例を廃止する条例。日  
程の第11. 議案第140号 議会の議決に付する  
公民施設の利用及び廃止に関する条例の一部  
を改正する条例。日程の第12. 議案第132号 宜野  
湾市部課設置条例の一部を改正する条例につ  
いて。以上の案件を一括上程いたし方。

了案件に対する理事者の趣旨説明を求めず。

経済民生部長

本案件を説明申し上げる前に、先程申し上げ  
た点がおさまり、お願いとご協力をお  
願ひ申し上げたいと思ひます。

国民健康保険は来年1月1日から開始されること  
でございますけれども、現在の準備のために職員  
が足りておりません。本来ならば予算、条例が  
議決されたら実際の準備ができて  
おくれと思ひますが、来年1月1日という日に  
なりまして、保険証書の交付があることで  
ございます。16,000名の保険証書の交付を担当部  
課として17日、12月23日頃から交付事務を  
やり始め、1月1日から職員に付するところの  
帳簿が利用できるように準備を進めておるので、  
大変恐縮でございますけれども、議会が議決を



水の前に保険証書の交付のウエビに於て不適  
 当かと思ひますが、一応ご了承願ひたいと思ひ  
 ます。それでは議案の141号 宜野湾市畜場の設  
 置及び管理に関する条例を廃止する条例について、  
 本件に付まして、去つた9月定例議会にて畜場の  
 設置の是非について諮問いたしたことは、改善が  
 必要はないという事で、一応畜場を廃止する  
 という方針を考へた方がよいと思ひますが、本市の畜  
 場を来月の3月31日をもって廃止したいという事  
 である案件と畜場に関する事項の削除を以て、  
 廃止してよい。議案第141号に付しては、現  
 在畜場の管理を規定してあり、管理条例で  
 ございまして、140号は議会の議決に付するに  
 の施設として畜場もその中に入つてあり、その  
 中でその分削除したい。それか)132号に付して  
 は、部課設置条例の中に、経済民生部が所  
 属事項として畜場に関する事項というものが現  
 定されてあり、その関係の事項を削除  
 する。廃止するということになります。  
 以上を説明申し上げて、終りにしたいと思います。  
 どうかお察し願ひたいです。

議長

以上3案件並びに、先般継続審議とな  
 りました国民健康保険関係の補足説明会  
 の質疑を許します。

議長

以上3案件に付しても質疑の段階で、



継続着議としておきたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長  
ご異議ございませんので、継続着議として  
です。

議長  
日程第13、議案第134号、期末手当の特例に関  
する条例についての上程いたします。並に、理事  
者の趣旨説明を求めます。

財 役  
議案第134号のご説明に入りまえに、皆様方  
にご報告を申し上げます。総務部長が去つ  
た12月の4日から肩甲骨関節風湿炎という病気に  
かかっておりました。現在おつと体におつた。そして  
皆様方にご報告を申し上げます。

議案第134号は期末手当の特例に関する条例で  
ございます。その中にござります職員団体からの年末  
要求に付して、これは自治体の統一要求に付  
して、期末手当の増額についての団体交渉を受け  
た経過でございますが、要求額が年間55割プラス千  
万円という要求に付して、団体交渉の結果、年間  
5.5割プラス33,000円ということでござりました。そ  
して、今回現行条例におつたのは夏季が7,200円、  
年末10,800円、合計に付して年間18,000円というものが



27  
現行条例に基づきありたい。今、毎結に基  
て、あつて15,000円を追加しなればいけません  
ので、これに基づいて今回特別条例を設けな  
ければならぬ。たがった部分でござります。

以上の理由により、提案いたしましたので、  
よろしくお願ひいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議員

本案について、質疑の段階で継続審議  
としておきたいと思つたが、ご異議ござりますか。

(異議なしと申す)

議長

ご異議ありましたら、継続審議とすることに  
決定いたします。

議長

次、日程、第16、議案第141号工甲請負契約  
についてを上程いたします。

本案に対する理事者の趣旨説明をお願ひいた  
します。

建設部長

ご説明申し上げます。議案第141号工甲請負契  
約の締結について、趣旨は、2.5.5に基いてござります。



市に国庫補助事業でござります。着工間と  
 新城の境界にありませう。インシヤ一橋の建設工  
 事と街路の建設工事でござります。現在下  
 水道汚水排水工事が長浜土木におきか  
 せられてござります。これに関連いたし  
 たい街路の改良。それから舗装工事とい  
 うことになっております。この工事につ  
 いては、下のほうの提案理由  
 の方で詳しく書いてござりますが、これ  
 については、地方自治法施行令の161条  
 の2第1項第3号の規定。競争入札に  
 ついては不利と認められること。この  
 ため本案件は随意契約とい  
 うことになってござります。これにつ  
 いては、関係工事のほかに、汚水管工  
 事、また、議案の144号の補正予算の方  
 で出ておりました。この汚水管工事が昭  
 和48年度に計画されておりました。48  
 年度で汚水管工事をやるとして、49年  
 度で歩道の改良、また、道路の改良。そ  
 れからアスファルト舗装全部仕上げ  
 たりして、次年度でやるという。これは  
 大変経済的効果があった。非常に問題  
 になっておりました。現在汚水管工事が  
 約7,000,000円とあつておりました。こ  
 の関連の工事もあつて、長浜土木  
 現在工事中でありまして、この方に  
 ついては、非常に結構なところ  
 になってござります。これにつ  
 いては、果して調整済  
 けられた。関連工事として、下水道、  
 それから道路、汚水管とい  
 うことになっておりました。従  
 いて、この議案について、  
 議決していただく。工期の関係も



ご質問の件は即決していただく事は出来ませんが、  
お礼申し上げます。 以上の説明申上げました。何かご質問  
があればお答え申し上げます。

議 旨

本案に対する質疑を許す。

議 旨

休憩いたします。(午前10時53分)  
再開いたします。(午前10時54分)

議 旨

本案に付いた質疑の段階で継続審議  
としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしと叫ぶ)

議 旨

ご異議ありませんので、継続審議といたします。

議 旨

休憩いたします。(午前10時54分)  
再開いたします。(午前11時7分)

議 旨

引き続き会議を開催します。  
日程次第、議案第143号昭和47年度市野津市  
一般会計補正予算案の件を議題といたします。  
本案は、理事等による報告説明を依頼し







助役による議案第143号 昭和41年度宜野湾市一般  
会計補正予算の朗読に付き省略す。

議長

本案に対する質疑を許す。

議長

本案に付きおいては質疑の段階で継続審議と  
しておきたいと思ふが、公衆議ぶがいはせんが。

(異議ありと呼ぶ)

議長

公衆議ありおいては継続審議とすに決  
定したす。

議長

日程の第16、議案第142号、宜野湾市下水道条例に  
ついてを上程いたす。

本案に対する理由書の趣旨説明を述べす。

建設部長

説明申す。議案第142号 宜野湾市  
下水道条例について、趣旨理由について明記  
いた通りでありすが、近々大謝名区域と大山区  
域の下水道の使用開始を年明けて1月1日から使  
用開始をしたいと。この下水道の専門官等も



果で会に於て、条例を研究の上、ついでに議す。  
 条例の作成にあたり、札幌市、岩国市、飯  
 塚市、那覇市、ツザ市を参考にしたこと、  
 内容については、こちらに全部ごま  
 して省略したとしても、第7章36条から  
 あり。参考資料としたことは、42の2ページ  
 から法律の抜粋を添付してごまします。従い  
 先程も申し上げたように、維持管理費等  
 があるので、議案第144号の補正予算の方  
 にも関連があるかと思っております。あ  
 わせてご審議のほどをお願い申し  
 上げたと思っております。次に説明いた  
 します。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

本案についても、質疑の段階で継続審議  
 としておきたいと思っておりますが、ご異議  
 ございませんか。

(果議ありの場合)

議 長

ご異議ありと申すので、継続審議とすることに  
 決定いたします。

議 長

次、日程の第11、議案第144号、昭和47年度  
 津市下水道事業特別会計補正予算に上程いた  
 します。



議 答

本案に対する理申者の趣旨説明を求めた。

建設部長

ご説明申し上げます。議案第144号 昭和47年度  
 宜野湾市下水道事業特別会計補正予算第1号で  
 ご説明です。その内容については、1月1日から先程申  
 述申し上げたように、下水道の大山、又は大謝名地域  
 で約30軒にわたる方が取次を下水の流入をい  
 たしたいというご希望もござります。その方々に使  
 用料及び手数料、米札を付した。とんじやて米  
 札を付すのが、最初に入入歳出予算の補正で、歳  
 入歳出それぞれ2,021,000円を減額し、予算の総  
 合を歳入歳出それぞれ2,019,294,000円というこ  
 とになっております。次に地方債の変更が第2号に上  
 げられております。

村歳入からご説明申し上げます。今申し上げて  
 ました飛縮ですけれども、先程申し上げたように、  
 約30軒にわたる方が使用開始をやろうというので  
 使用料及び手数料の方で増額122,000円というこ  
 とになっております。その中、国庫支出金、実は新城  
 区のカシヤ橋の排水工事を追加する事で  
 ござりますけれども、実は美里村が国庫補助金を  
 断りまして、一応国に返すというのをいち早くやっ  
 ついたしまして、宜野湾市がこれをもらおうというので  
 美里村が1,840,000円の補助金を返戻  
 ですが、返済という事になって、これは早速果てし調  
 整いたしました。その都市計画課長を国に行かせた  
 下、宜野湾市がもらうという決定に付しております。



1,840,000円をへられして51,840,000円という二に  
なっております。その中、次に果支出金でござい  
ますが、実は当初予算が歳入歳出とも360日  
でやっております。差損補償等があるという  
ことで実は9月の議会にもお話しを  
したところから、一時見合わせていた  
記録でおります。10月15日の結果に  
なります。差損補償が今、お話しした  
目途がないという関係で、これは一  
般当初予算では、予算現額では48,701,180円  
を計算しております。実際は41,958,237  
円を減額にしてございまして、それ  
から繰入金、先程申し上げました  
ように汚水管のインジヤ橋の工事のため、  
一般会計の方から繰り入れていた  
のであります。早目に街路工  
事の舗装が終了するように汚水管の工  
事をやりましたというのでござい  
ます。次に市債、これは1,300,000  
円、これも美里村が起債の枠として  
おりましたが、国庫補助金を国に返す  
というので官野湾に充てるという  
ことになり、官野湾の方で起債の増  
額をしております。以上、全体から  
2,021,000円を補正減に  
して209,294,000円に  
なっております。

次に歳出でござい  
ますが、総務費13ページ  
の方をご覧になっていただ  
ければ分かると思いますが、  
職員の異動にともなう、職  
員が実は9月採用でござい  
ましたけれども、おかげで  
技術屋が採用でござい  
まして12月1日に採用した  
ために、3ヶ月間の空白が  
ございまして、減額して  
ございまして、その他、共済  
事務の減、旅費については  
実は熊本県と鹿児島  
県で下水道の講習会が  
ありますので、それに  
職員派遣という  
ことになって  
おります。総務費の方では大



体への入力が主たる内容でござります。  
 次に維持管理費 二これはとわとわで失礼ですが二  
 敷の施設費 二これは殆ど供用開始をやり出す関係  
 で、下水道の印刷が出ております。PR用チラシと  
 か、又は下水道の申込用様式とか、専任会計依頼  
 等がござります。施設費の方では172,000円増  
 額になっております。次に施設の二目的の方でござ  
 りますが、二つで先程申し上げましたように、事業費の  
 305月換算と、よって、7,579,720円が減になってお  
 ります。それ、国庫補助の89,000円が一応事務経費  
 従来当初予算に組んだ事務経費に変わっております。  
 それで只今申し上げました新城区の汚水管  
 工事17,286,000円という二と二になっております。  
 次に公債費 二これは二これも同じく305月の換算で減に  
 なっております。それから利子の方でござりますが、二  
 七同じく減の二これは57,088円。二これも同じく305月  
 換算の二によるものでござります。それから沖縄銀行  
 に返す利子が、実は起債の年次償還の利子の計  
 算違いがござりました。正確に合わせた二3,119,000  
 と、当初予算と持っていました。二二に計算のミス  
 がありました。新たに二つ訂正してあります。  
 次に下水道の追加債1,300,000円に付する利子と  
 3月に借入れという二と二でござりますので、7,173円  
 という二と二になっております。それ、中野の諸支出  
 金、実はこれ、若王間ポンプ場、二これは若王間一區  
 でござりますが、新田の二と二で用地購入と申  
 っておりますが、東年度、48年度、49年度が下水道  
 が若王間一區の方に計画がなかった、一応用地取  
 得を二と二の二つ、尚一般会計の方が財源が二



折りぐやいすんて、新城区の汚水工事に一応、充  
 当して、その一方で、他方が、利経済効果がある  
 じやあろうかという事で、こちらの方では減をいたし  
 たりして新城区の汚水管工事に充てておいて  
 次に、予備費が全体的に収支計算いたして、1,000  
 円増という事になっておる。  
 以上、歳出の方でも2,021,000円を減いたして総額  
 を270,291,000円、以上になっておる。以上を説  
 明申しておる。

議 者  
 本案に対する質疑を許す。

議 長  
 本案に付ておられた質疑の段階で継続審議と  
 いたしたのと聞いておるが、ご異議ござらぬか、  
 (異議なしと叫ぶ)

議 長  
 ご異議ありおたので、継続審議とすることに決  
 定をいたす。

議 長  
 以上、午前の日程はこれで終了す。尚、午後  
 付2時から再び本会議を開きます。  
 休憩いたします。(午後0時00分)



議 告

再開いたしす。(午後2時3分)

議 長

午前に行つた議事。次が5年度の本会議を開く事。日程の第18議案第146号昭和47年度宜野湾市水道事業会計補正予算を議題いたしす。本案に対する理事者の趣旨説明を求めす。

営業課長

昭和47年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2回)の趣旨説明を行つた。今日の補正は、いれり給水業務、業務予定表の補正とそれから収益的収入及び支出の補正が主で内容でござります。補正の一番原因に於ては、年間総配水量が既決予定額では4,503,000トンと予定してありましたが、給水増大に於ては5,020,185トン補正してあります。収益的収入及び支出の収入の部については、受水管が不足してありましたが、当初予定した有収率16.1セントという有収率を維持するにやがてなつて、配水管不足に於て、給水収益に於ては落ち込みにやがてなつて、実際の現状に於てはあります。これでもって第3案として通り、第3案に於ては、収益的収入及び支出予定額を次のように補正し、尚、営業運転資金にあつては、一般会計から借入借入が9,500,000円を借入れ、いれり支出の増大に伴つての収入がなつてありせんので、公営企業法第18条2項に基いて、一般会計から借入



借り入れして、いれり予算を補正しております。  
 殆ど浄水購入費にあてられているのが現状であり  
 ます。そのほかについては職員給与費の増であり、これ  
 は期末手当の追加分です。それから交際費は減額  
 しております。それから卸し購入限度額枠の増、  
 今回、補正の大きな要因は、いれりり購入水道は増  
 大したけど、有収率が激減したために予定した収  
 入との配水量の増加に伴う収益の増がなため、  
 一般会計から借り入れして予算を補正して下さ  
 りました。この点でござります。  
 6ページの実施計画表、細かく出ておりますけれど、  
 事業収益、当初170,610,000円に對して、増が2,44  
 5,000円、計173,055,000円、給水収益169,693,  
 000円に對して増が1,520,000円、計169,213,000円  
 と出ておりますけれど、8ページの事業費の営業費用で  
 事業費予定額が既決予定額170,557,000円に對  
 して増が11,080,000円、計182,537,000円、受水費  
 80,924,000円に對して増が9,149,000円、計89,573,000  
 円という、今回の補正の大きな原因は、計画した配水  
 量よりも増大しておりますけれど、有収率の低下等によ  
 り増加分の収益が上っていないというのが、現状がこ  
 れであります。後のものは計数の整理とか、特に材  
 料費等には我々（取敢不能）主な原因は受水  
 費の問題でござります。あとは質疑にお答えの  
 したのとございます。

議 答

本業に對する質疑を許します。



議 号

本案に付しては質疑の段階で継続審議としておきたいと思いますが、ご異議ございませんか

(異議なしと叫ぶ)

議 号

ご異議ありませうので、継続審議とすることに決定をいたしました。

議 号

次、日程第19、議決第4号、1992年度直野湾市一般会計歳入歳出決算認定についてを上程いたします。

本案に対する説明を求めます。

助 役

議決第4号についてご説明申し上げます。本12年度の決算に付しては、神鏡の獲得に伴う7億3千万の特別措置が認められ、そのうち12年度の予算に付しては5月14日をもって打ち切り決算をしたことが大きな特徴でございます。それと併せて7億3千万の措置としましては、打ち切り決算でありましたために繰越の措置が認められなかったというところが大きな決算上の特徴でございます。そのために会計年度の期間が1.5ヶ月短縮されたことが大きな内容でございます。そのために執行率が落ちたというところが大きな影響を受けた点でございます。尚、その他繰越金の方が非常に高額下りました



ということでございます。これは先申し申し上げるに予  
 算練紙が、措置がとれたというところが最大の  
 特徴でございます。一般会計におきましては会計  
 年度の開始にかかわりませぬ。歳入においては、年  
 税において相当の予算にしましては相当の税の増収  
 がありませぬ。その他の歳入についても相当の予算に  
 対応しまして相当の増があったと見られるが、今一つ  
 政府支出金については不十分減に停頓しております。  
 これはいわゆる2年度の政府補助事業が非常に着  
 手遅れで、年度内に殆ど執行できなかったと、年度内  
 に執行した分を打ち切り、残りを翌年度の4月  
 年度に再計上するとの手続をとったために大きな減  
 収であります。以上のようことが特徴として言  
 えるかと存じます。尚、詳しい数字につきましては監査  
 委員の監査の意見書並びに補助事業の施策の報  
 告書等がござりますので、これに詳しく説明してござ  
 りますので、以上簡単に説明を終ります。

議 長  
 本案に対する質疑を許します。

議 長  
 本案につきしても質疑の段階で継続審議と  
 しておきたいと思っておりますが、ご異議ございませぬか。

(異議なしと申す)

議 長  
 ご異議ありませぬので、左様決定いたしました。



議 長

日程の第20 議案第5号 1992年度宜野湾市公有  
水面埋立特別会計歳入歳出決算認定につ  
いての件について。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

建設部長

ご説明申し上げます。議案第5号 1992年度宜野湾  
市公有水面埋立特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて申し上げます。ただいま助役さんから申し  
述べられたように、復帰に伴って、相当額の不  
用額が出ております。これは打ち切り決算に列記  
した年度に再計上しようとしてございます。

埋立関係については当初予算から47年度の当  
初予算で殆ど計上されておりました。別に詳しく  
説明ということは省略をさせていただき、監査委員  
からの監査意見がつけ加えられておりました。数  
字的にはお答えは質疑の段階でお答え申し上げ  
たいことが多くあります。

以上、簡単に説明申し上げます。お答えは質疑  
にお答えしたいと思っております。説明終了です。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

本案については質疑の段階で継続着議  
としてお答えしたいと思います。ご異議ござい  
ればか。



(異議ありと申す)

議 答

〓異議ありと申すので、左様決定いたしました。

議 答

次、日程の第2、認定第6号、1972年度宜野湾市土地  
区画整理第二地区清算金特別会計歳入歳出決  
算認定について上程いたします。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

建設部長

〓説明申し上げます。認定第6号1972年度宜  
野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計  
歳入歳出決算認定について、歳入の方で35万  
5千が1款土木費の方で、米札として、1款使用  
材料及び手数料の方で千円現額15万円に付して  
10万6千円、4万4千円の不用品でござります。  
それから清算徴収金、2款清算徴収金、これが  
44万3千6百8円という不用品にござります。実は地  
主さんが清算金未納というわけでござります。  
これについては第二号棟の建設に5万7千円の  
敷金をひっかけました。現在で私のお店へ前々が  
戻すわけもなっていないとやら関係は払わなかったと  
いうふうな方がござります。これも何らかの措置  
をとらなければいかんというわけで都市計  
画課長が園に行きました。話し合いました。沖縄の  
耕地整理法との問題がまだ残っております。滞納  
処分がなされるかどうか、今検討中でござります。



決算では443億682万の歳入を細々と行っており  
 手前。これから3款の繰入金計を控へたもので  
 有剰といえます。4款については繰越金29億2  
 十の減に付しています。これから5款の雑収入、予算  
 額に比して予算以上に収入がある行でございす。  
 これから清算金利子、12億454万でございす  
 が、これは47年度に、73年度に支払う方が前払いし  
 た関係で利子等が清算規程に則り免除されておる  
 関係でこれを歳入減というようにしております。

次に歳出、土木費でございすのが53億642万の  
 不用額、これは予備費から流用いたしまして色々工  
 事やった款でございすのが、滞り残にございす不用額  
 が大方を占めております。このほか予備費入りに4388  
 万の不用額、これは事業的たものが殆ど終了した  
 歳末では予備費に不足している関係からございす  
 款が不用額というようにしております。従いまして  
 収入清額の9,750億482万、これから歳出清  
 額の5,585億362万、差が4,165億120万が、この差に  
 ついては47年度の第一清算金特別会計の方に  
 繰越してやっております。

以上を説明いたしまして皆さんのご質疑にお答  
 え申してまいりたいと思っております。以上簡単に説明  
 終了させていただきます。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

本案については、質疑の段階で継続審議と



しておられると思われが、ご異議ございませんか。

(異議なしと仰る)

議 答

ご異議ありと申して、左様次第にいたします。

議 答

日程次第で、認定等、1972年度宜野湾市養護研究の特別会計歳入歳出決算認定について、お話しいたします。

議 答

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

経済民生部長

1972年度の養護研究の特別会計決算について説明申すこととす。一般会計同様打ち切り決算により、10月5日付でござります。

歳入総額が81,405千円とす。予算額129,112千円とす。これに比べ、49,707千円39円が予算外に計上されております。これは10月5日付決算処理との関連を説明申し上げます。なお、順調に成長しております。そのために歳入が減少しております。

これより歳出の方、支出済額が45,786千円とす。予算額が129,112千円とす。不用額が83,325千円とす。これは銀行借入金の10,000千円が主な返済でござります。なお、未払金額



でございませう。しるしはがら一般会計から33,000ドルの繰入をいたしおれ、實質的には次年度に繰越金額が35,618ドル43セオに於ける部でございませうけれども、これは47年度でその一部25,000ドルについては償還している部でございませう。現在ドルにいたしおれ、銀行振り入れは45,000ドルでございませう。47年度の収支の計算上では一向2,615ドル43セオの赤字に於ておられおれども、あつかうする方々の成金が順調であったために赤字の解消には十分至っておりませう。監査委員からの指摘も取りおれり、累積赤字を解消する方に努めたいたしと思っております。解部以上簡単に説明いたしおれ、ご質疑の段階でお尋ねいたしおれと思っております。よろしくお願いたしおれ。

議 者  
本案に対する質疑を許しおれ。

議 者  
本案につきおれども質疑の段階で継続審議としておれりと思っておりますが、ご異議ございませうか。

(異議なしと呼ぶ)

議 者  
ご異議ありおれりおれ、左様決定いたしおれ。

議 者  
休憩いたしおれ。(午後2時24分)



議 查

再開の件。(午後2時39分)

議 查

日程の第23. 報告第1号. 1972年度宜野湾教育  
区歳入歳出決算報告を行なう事。  
報告はお手元へ配布してあり又文書通りあり  
事。

議 查

何が、異議を述べらるか。

1 番

この報告について、左の事教育委員会から説明  
がありましたが、監査委員の意見が述べられてあり  
た。疑義がござる。質問の件。  
監査委員の報告の中で最後に、総括の中に、請  
け上り。予算執行の年度区分については1971年度の  
支出が金銭出納簿は1971年8月31日に支出されて  
いるが、現金の支出は9月1日から9月3日に支出されて  
いるがこれは年度の混同。年度区分をやらなかった  
のであるという事跡がござる。年度区分の事  
ありであるか。その間違った金額は71年度の決算  
に管轄されているか。この報告も管轄されているか。ご  
説明をお願いします。私に指してありませんか  
らと存じてござる。

教育委員会総務課長

お答をお願いします。年度区分については誤りである



解しております。

1 着

誤りである。出納簿には8月31日に支出されてい  
るが、現金の支出は9月1日から3日に付されておる。  
年度が全然違いますが、誤りである方に処理した  
っております。その誤った金額は。

教育委員会総務課長

決算の方に付されておりますがー。

1 着

この誤り決算に付されております。

教育委員会総務課長

92年度のー。

1 着

今、この出納簿に決算に付されております。

教育委員会総務課長

付。

1 着

知事は92年度の決算に処理しております。

教育委員会総務課長

付。



1 着

現金出納帳は11年度の会計簿に処理されて  
いる。

教育委員会総務課長

8月31日に支出された、現金の方は9月1日から9月  
3日に発生しているというところについておりましたが、  
結局、補助金が遅れてくる方向がありまので、  
出納帳では8月31日についているが、現金が9月に  
行って支出している。これは予算の数字と補助金関係  
後に合わせようという措置だと私は考えております。

1 着

現金、支払われるべき金は支払われる前に支払  
の済と処理されているので可か。

教育委員会総務課長

それについては間違いないと解っております。

1 着

何が間違っていてござりますか。

教育委員会総務課長

取扱の方が、会計簿の取扱の方が間違いないと  
思っております。

1 着

皆さんは、会計は発生主義で発生した時点で  
会計処理するべきものは存在しているかと。どかどか



ですが、額間違えて処理した金額です。

教育委員会総務課長

それについては詳しい数字はもっていますか、おしほ  
と資料提出したいと思います。

1 着

支出伝票は9月1日から3日間に支出伝票は処  
理は完了しております。

教育委員会総務課長

はい。

1 着

帳簿は8月31日付で記帳されています。それでは  
らぬです。

教育委員会総務課長

それについては会計検査の方で指摘はしておりま  
す。それについて詳しい資料を提出して了解を待た  
したいと思います。

1 着

間違った分については92年度の決算にあらわれて  
いる訳です。これは間違いないです。それに伴って  
91年度の決算は91年の報告に右ります。これは間違  
ないです。現金出納帳にてあります。



教育委員会総務課長

12年度の決算にあらわれた。

1 着

12年度の決算にあらわれている。この額はですね。

教育委員会総務課長

はい。

1 着

現金出納簿の記帳の間違っているがですね。

教育委員会総務課長

これは取り扱った方がよかったと私思っています。

1 着

いや、私がこの間違いは現金出納簿に記帳すべきでなかったと聞いているんです。有べきであったとですか、なかったんですか。

教育委員会総務課長

年度の区別の誤りで記帳すべきでなかったと思っております。

1 着

年度は当然12年度でいい。これは繰越事業でありますか。



教育委員会総務課長

けい。

1 着

その件、資料出して下さい。

教育委員会総務課長

けい。

1 着

けい。以上終了です。

議長

休憩いたしました。(午後2時40分)

再開いたしました。(午後2時45分)

議長

以上もろくに報告を終りました。

議長

次、日程第24、諮問第2号、宜野湾市市場の処

分についてを工程いたしました。

本案に対する理申者の趣旨説明を求めました。

経済民生部長

宜野湾市の市場の処分についてお諮りいたし

ました。現在、公設市場は1962年に設置いたしま

したけれども、ご承知のように木造で老朽化して

おりました。市としては、72年の予算に、改築の措置を



いたしおしたけれども、使用料の件で調整がつか  
 なくて、12年度は流した部でございます。しかし、非常  
 に危い状態でございます。現年度、補修の予算も措  
 置してありまうけれども、釘もたてがいくつかに弱っ  
 ているという様な現状でございます。このまま放置  
 する部にもございまして、色々検討もいたしおし、  
 更に県に対しても疑義照会もいたして回答も来て  
 おります。そこで、市としては、この際土地もせもに処  
 分した方がいんじやないかというふうなことでござい  
 ます。処分の方法もいたしおしては、土地、建物を  
 命じまして、不動産鑑定士の方に鑑定をお願い  
 いたしおし、その価格で売却をしたらいいものか  
 と、売却の相手でございまして、一応現在  
 までの資料が、どういふものを基案もいたしおし、不  
 動産鑑定士の鑑定する価格以上で買取りなれば  
 現在の市場の使用人に、勿論これは今現在  
 の話の届もしたとてあげけれども、株式会社を  
 設置いたしおし買取りたいというふうな意欲も  
 もつてありまうので、このへんあわせてご検討いた  
 してまいりたいと思っております。県に対しても疑義の照会も  
 ありまうけれども、一応この市場が行政財産であるかが、  
 普通財産であるかというふうな点から疑義を照  
 会した部でございます。現在市としては行政  
 財産の取扱いはしてございまして、市の方  
 の市場に対しては、私権の設定を許してあります。  
 あくまでも使用許可でございます。しかしながら  
 県から、回答は行政財産として、適当でござい  
 ます。財産であるという債権借契約をしようとい  
 うふうな指導も受けました部でございます。従って私権



の設置、色んな問題が今後発生している部分でござ  
いますので、そういうことも含めまして、この際処分した  
方がいいんじゃないかとそういうふうを考えている部分で  
ございます。そのほか、市場の起債について我々事業に  
ついての見解を聞いた部分でございまして、市町村  
がやる市場事業でございまして、起債の対象に  
はならずというわけではあります。そういうことで、行政  
財産ではあるまいというふうなことは判明した果の見  
解が出ている以上、今までの使用許可というものが  
ございまして、民法という債権契約をしないといけない  
というふうにはなっておりません。今後市場をもつて  
相当色んなものが蓄積いたしたもので、この際処  
分した方がいんじゃないかとということをお話しいた  
しておる部分でございまして、

以上、ご説明いたしました。何かございなければご質  
疑にお答えいたしたいと思っております。よろしくお願  
いいたします。

議長  
本案に対する質疑を許します。

議長  
本案に付しては、質疑の段階で継続審議  
についてはないと思っております。ご異議ございませ  
ぬ。

(異議なしと叫ぶ)

議長  
ご異議ありませぬので、左様決定いたします。



## 議 長

次、日程第25、諮問第3号、青小堀川旧河川用地の埋立についてを上程いたします。

本案に対する理事者の趣旨説明を依頼いたします。

## 建設部長

諮問第3号、青小堀川旧河川用地の埋立についてを説明申し上げます。

この案件につきましては、1972年2月25日付、中議案第2号により、原案可決とし、埋立免許の申請をいたしましたけれども、その当時、土木課長でございまして、せめて官野浜市の議決も加わります。別に諮問等は必要ないという事でございしたが、復帰後、これが全部、河川課が新設されたので、河川課の方に引きつがれている訳です。その中で、なんと引きつがる事項にも明記されておいて、しかも、河川課職員は復帰いたしましたので、全部新しい職員に切りかえている関係で、元方が全部地方に分散いたしましたという事で、別に市町村の意見を聞く必要はない。そういうことは聞いておいて、又、わがらないう。公有水面埋立法からすれば、当然意見を聞く必要があったという事で、これは追認いたしました。よく認めるので、一応官野浜市の意見を求めたいというのが内容でございます。従いまして、追認でございまして、一応法律に照らして、その措置をとった方が良策だという河川課のことでありしたので、形式上、諮問という形をとりました。一つ、ご審議の上より、お願いいたします。



しす。以上ご説明いたしました。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきしても質疑の段階で継続審議  
としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長

ご異議ありませんので、継続審議いたします。

議長

次、日程の第26、認定の第8号、宜野湾市の市  
道認定についてを上程いたします。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

建設部長

ご説明申し上げます。認定第8号、宜野湾市の市  
道認定についてご説明申し上げます。この路線  
は、4本でございまして、伊佐の方で2路線、若天  
間一區の方で1路線にっております。これは伊佐  
の場合、伊佐のバス停止場から下にわけていく旧  
県道に通じるこの道路でございまして、その一  
帯は殆ど下水道工事も終了したため、下水道工  
事が終わったので認定する款ではございせんが、伊  
佐のこの区、管理に当たっては、区で維持管理する



ことは非常に手薄の都合もありますし、この際、下水  
 道工事も終了し、デコボコも最近石物を入  
 れてなおしてございすが、石物が流れ若くは非  
 常に区の方では年におまわいということ、存じか  
 市の管理に担当しているという要望もございし  
 一応、認定にふさわしいということもございす。  
 普天間一區の場合、これは前からあつておりましたが、  
 こつちも区の方でもどうにもならず、市の石物搬入  
 をしていたら、やっておりますが、なおかつ利用者  
 は多い割にデコボコが激しいと、普天間一區の  
 方でも維持管理上年におまわいというお話もござ  
 いす。市としては適正と認定して差しつかえな  
 いと、適正とって提案してございす。道路法の  
 第8条、復帰前は道路法の第6条でございした  
 が、復帰後は道路法の第6条第2項の規定に  
 なつております。市町村の道路認定の場合、  
 議会の議決を得なければならぬという趣旨に  
 従つて、提案してございす。よろしくご審議の  
 ほどお願い申し上げます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案についで、質疑の段階で継続  
 審議としておきたいと思つたが、ご異議ござ  
 いせんか。

(異議なしと叫ぶ)



議長

ご異議ございませんので、継続審議といたします。

議長

次、日程の第21、陳情第13号 宜野湾市公設市場についての陳情を上程いたします。  
議事係長をして朗読いたします。

議長

休憩いたします。(午後2時58分)  
再開いたします。(午後3時2分)

議長

本陳情につきましては、質疑の段階で継続審議としておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長

ご異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

休憩いたします。(午後3時2分)  
再開いたします。(午後3時14分)

議長

継続審議中の議案第147号 工事請負を締



結ぶことについてを上程いたします。  
本案に対する質疑を許します。

議 長

何かは質疑もないようでありましたので、質疑を終りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

ご異議ありませんので、質疑を終り、討論を求めます。

議 長

討論も省略をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

ご異議ありませんので、討論を省略いたして表決に付します。

議案第147号、工事請負契約を締結することについてを表決に付します。原案の通り決まることにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)



議長

ご異議ございませんか。原案通り可決することに決定をいたしました。

議長

次、同じく継続審議中の諮問第3号、青小堀川旧河川用地の埋立についてを上げたいです。

本案に対する質疑を許します。

議長

質疑もありませんのであります。質疑を終りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんか。質疑を終り討論を求めます。

議長

討論も省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんか。討論を省略いたします。表決に付します。



議 長

諮問第3号 青小堀川旧河川用地の理立に  
ついては、可として答申することに  
ご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議 長

ご異議の地にて、可として答申することに決  
定をいたしました。

議 長

お諮りいたします。諮問第2号 宜野湾市市  
場の処分について、陳情第13号 宜野湾市公設  
市場についての陳情、両事件につきましては、10人  
の委員をもって構成する市有財産に関する特別委  
員会を設置し、これに付託の上、閉会中の経過  
報告をいたしたいと思っております。これにご異議ご  
うございますか。

(異議なしと叫ぶ)

議 長

ご異議の地にて、左様決定をいたします。

議 長

次に、公設市場をこれに特別委員会委員の  
選任については、委員会条例第5条第1項の規定  
に則し、特別委員会委員として、大川昇君、大川正  
雄君、伊佐徳次郎君、崎間正英君、仲村春信



君 末久 壺雄 君 北 嘉義 定君 又 吉正弘 君 宮城  
仁政 君 宮城 里敏行 君 以上10人を委員とし  
て指名いたしました。鬼田君が、ご異議ありませう。

(異議なしの時)

議 長

ご異議ありませう。左様決定いたしました。

議 長

休憩いたします。(午後3時19分)

再開いたします。(午後3時24分)

議 長

継続着議中の各議案に引き続き、常任委員会  
の方へ付託着査をいたします。

総務常任委員会、議案第143号 昭和48年度宜野  
湾市一般会計補正予算、議案第4号 1972年度宜  
野湾市一般会計歳入歳出決算認定、議案第  
134号 期末年度の特例に関する条例に付して、

以上三案件を総務常任委員会、議案第142号  
宜野湾市下水道条例、議案第144号 昭和47年度宜  
野湾市下水道甲種特別会計追加予算、議案第16  
号 昭和47年度宜野湾市水道事業会計補正予算、

議案第5号 1972年度宜野湾市公有水面埋立特別  
会計歳入歳出決算認定、議案第6号 1972年度宜  
野湾市土地區画整理第二地区清算金特別会計  
歳入歳出決算認定、議案第8号 宜野湾市の市道  
認定に付して、以上6案件に付して建設常  
任委員会へ付託着査をいたします。



任委員会。同じ継続審議中の議案第132号  
宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例  
議案第133号宜野湾市職員定数条例の一部を  
改正する条例。議案第135号宜野湾市特別  
職の職員で非常勤の七人の報酬及び費用弁  
償条例の一部を改正する条例。議案第136号  
宜野湾市社会福祉事務所設置条例。議案  
第137号宜野湾市国民健康保険条例について。  
議案第138号宜野湾市国民健康保険税条例に  
ついて。議案第139号宜野湾市国民健康保険特  
別会計条例。議案第140号議会の議決に伴  
うたふたの施設の利用及び廃止に関する条例  
の一部を改正する条例について。議案第141号  
宜野湾市屠畜場の設置及び管理に関する  
条例を廃止する条例について。議案第146号  
昭和49年度宜野湾市国民健康保険特別会  
計予算。認定第9号1972年度宜野湾市養魚  
研究所第一特別会計歳入歳出決算認定。以  
上11案件に付たれば、経済民生教育常任委員会に  
付託をして審査をせしむ。

各委員会とも休会中に審査をしておたがれ、  
12月23日の土曜日まで報告をお願ひした。

### 議 長

以上を以て本日の日程が全部終了いたしました。  
次の本会議は12月25日月曜日午前10時から  
20日の本会議を開きます。議題は一般質問であり  
ます。各時間大変ご苦労をしておたがれ、  
散会いたします。(午後3時26分)